

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県北上市北鬼柳16地割73番地2

氏 名 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北

北上事業所 所長 佐藤 大輔

電話番号 0197-77-2201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 北上事業所
事業場の所在地	岩手県北上市北鬼柳16地割73番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	北上管理事務所管内における高速道路の維持管理業務 (令和4年度事業規模20億)
③ 従業員数	31名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用） 木くず 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用） ガラス・陶磁器くず 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用） 廃プラスチック 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用） 金属くず 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用） 汚泥 → 収集運搬（委託業者） → 委託処分（再生利用）

（日本工業規格 A列4番）

岩手県

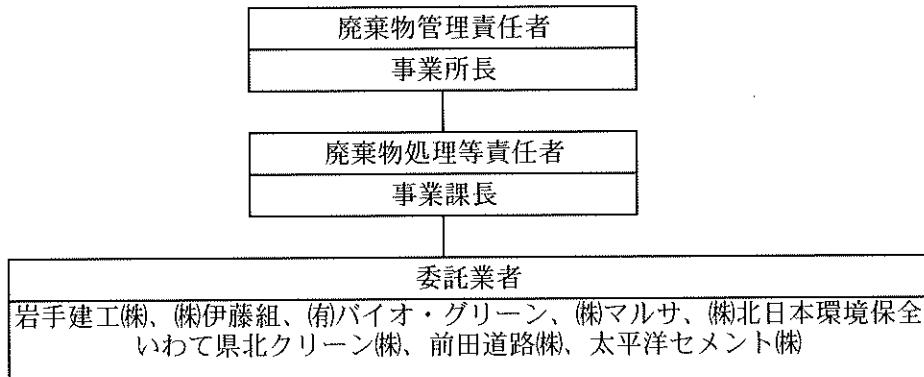
県南広域振興局

- 5.7.-6

花保セ第148-61号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	汚泥
	排出量	401.578 t	930.330 t	0.010 t	14.847 t	6.670 t	310.250 t
①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理については、収集運搬業者及び処分業者と適正に委託契約を締結し、再生利用の拡大に努めている。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	汚泥
	排出量	400.000 t	930.000 t	0.010 t	14.000 t	6.000 t	310.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続し、資源の有効利用に努める。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別し処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続し分別して処分する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	汚泥
		全処理委託量	400,000 t	930,000 t	0.010 t	14,000 t	6,000 t	310,000 t
		優良認定処理業者への処理委託量	32,000 t	2,000 t	0.010 t	14,000 t	— t	— t
		再生利用業者への処理委託量	400,000 t	930,000 t	0.010 t	14,000 t	6,000 t	310,000 t
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①がれき類については舗装補修工事で発生するアスファルト・コンクリートガラを再生利用業者へ処理委託する。</p> <p>②木くずについては、伐採等で発生するものを再生利用業者へ処理委託する。</p> <p>③金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、については、事故復旧等で発生するものを再生利用業者へ処理委託する。</p> <p>④汚泥については、路面清掃等で発生する汚泥を再生利用業者へ処理委託する。</p>								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。